



高齢者 × 自転車 死亡事故 多発しています！

令和8年5月末現在、埼玉県内で発生した交通事故により亡くなった高齢者の方は**21名**。このうち、自転車乗車中に亡くなった方は**8名**。

約4割の方が自転車乗車中の交通事故で亡くなっています。

交通事故にあわないために、ルールを守って安全運転しましょう！

※警察庁交通局発行「自転車ルールブック」から一部抜粋

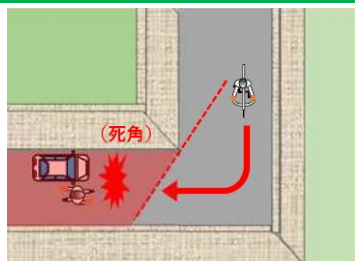
交通事故にあわないために(自転車編)

一時停止標識がある交差点では
必ず止まって！安全確認！



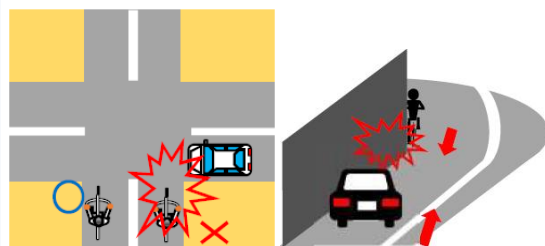
止まらずにそのまま走行は危険！

信号がなく左右の見通しがきかない
交差点や道路の曲がりかど付近
では徐行



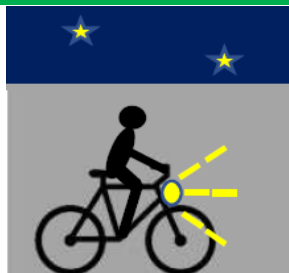
前後左右しっかり確認！ゆっくり走行！

車道が原則
道路の左側を通行 ※1 ※2



車道の逆走は危険！

夜間はライト点灯！
明るい服装で反射材も付けましょう



暗い服装、ライト・反射材なしでは
ドライバーに気づかれにくい！

※1 次のようなときは「普通自転車」は歩道を通行することができます。

- 道路標識や道路標示で歩道を通行することができるとされているとき
- 13歳未満の子供や70歳以上の高齢者又は一定の身体障害を有する方が運転するとき
- 車道又は交通の状況に照らして通行の安全を確保するために歩道通行がやむを得ないと認められるとき



※2 歩道を通行する場合は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行（直ちに停止できる速度）します。歩行者の通行を妨げることとなるときは一時停止をしましょう。



埼玉県警察マスコット「ポッコくん」

警察庁が公開した「自転車ポータルサイト」です▶▶▶
自転車の交通ルールなどが掲載されています。



※ニュース内の数値については概数です。